令和６年度

**こども園入園のしおり**



川辺町教育委員会　教育支援課　電話0574-53-2650

**1.　こども園について**

こども園とは、幼稚園と保育園（保育所）の機能を合わせ持ち、両方の良さを効果的に取り入れた教育と保育を一体的に行う施設です。就労形態が多様化する中で、保護者の就労の有無や　状況に合わせた保育時間の選択を可能とし、家庭での養育を支援します。

**・こども園の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 園名・所在地・種別 | 電話番号 | 定員 | 対象年齢 | 開園時間 | 延長保育 | 乳児保育 | 障がい児保育 | 一時預かり |
| 川辺町第１こども園川辺町中川辺176番地幼保連携型認定こども園 |  53-2128 |  160 |  概ね生後６ヶ月以上 | 月～土7:30～19:00 | ○ | ○ | ○ | × |
| 川辺町第２こども園川辺町上川辺930番地4幼保連携型認定こども園 |  53-5035 |  75 |  概ね生後６ヶ月以上 | 月～土7:30～19:00 | ○ | ○ | ○ | × |
| 川辺町第３こども園川辺町比久見1032番地5保育所型認定こども園 |  53-4578 |  125 |  概ね生後６ヶ月以上 | 月～土7:30～19:00 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※川辺町第３こども園は指定管理（設置者＝川辺町、運営者＝社会福祉法人上米田福祉会）

　　※川辺町第２こども園の土曜保育は川辺町第１こども園で行います。（第１、第２合同保育）

入園状況（令和５年１０月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育所名 | ０歳 | １歳 | ２歳 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | 計 |
| 川辺町第１こども園 | ２ | ９ | １５ | ３８ | ３３ | ３９ | １３６ |
| 川辺町第２こども園 | - | - | - | １０ | １４ | ９ | ３３ |
| 川辺町第３こども園 | ３ | １４ | １６ | ２２ | ２４ | ３６ | １１５ |

**・乳児保育**

おおむね生後６ヶ月以上の乳児で集団生活が可能と認められた場合に利用できます。

定員、保育教諭等の配置により希望のこども園に入園できない場合がありますので

ご了承ください。

※保育教諭等の加配調整をする都合上、事前に面談をさせていただきます。

**・障がい児保育**

心身に障がいのある児童でこども園の集団生活が可能と認められた場合に利用できます。

※保育教諭等を加配する都合上、事前に面談をさせていただきます。

**・認定とは**

こども園を利用する場合、お子さんの年齢、保育の必要性等により、次の１号～３号の認定を受ける必要があります。

**教育１号認定（幼稚園機能）**
　　　　お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望する場合（保育の必要性がない）
**保育２号認定（保育園機能）**
　　　　お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

**保育３号認定（保育園機能）**
　　　　お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

※２号認定、３号認定は就労時間などにより、

**保育標準時間（最長１１時間保育：7:30～18:30）フルタイム就労を想定**

**保育短時間　（最長８時間保育：8:30～16:30）パートタイム就労を想定**に区分されますが、

こども園でお子さんを保育する時間は、**ご家庭で十分な保育ができない時間のみ**です。
よって、無条件に最長時間まで利用できるわけではありません。
お仕事が終わられたら直ちにお迎えにきていただくなど対応をお願いします。

※入園するクラス（年長、年中、年少、２歳児など）は**令和６年４月１日現在**の年齢です。

※年度途中に満３歳になっても教育1号認定（幼児コース）の利用はできません。





**・保育認定を受けるためには**

保育２号認定、保育３号認定を受けるためには、下記要件に当てはまる必要があります。

「集団生活に慣れさせる」「近所のこどもが通っている」という理由では入園できません。

保育認定の要件

|  |  |
| --- | --- |
| ① 就労 | 保護者が日常的に仕事をしている場合＊1日４時間以上かつ、月16日以上かつ、１か月の就労時間が64時間以上フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の内職を含みます。**＊（収入がないものは就労ではありません）** |
| ② 妊娠・出産 | 母親が妊娠中であるか、出産後間もない場合　　（育休については※３参照）＊入園期間は、出産予定日から起算して産前６週（多胎の場合は８週）の属する月の初日から産後８週の翌日の属する月の末日まで以内 |
| ③ 保護者の疾病等 | 保護者が病気、負傷または、心身の障がいがある場合 |
| ④ 疾病の看護等 | 親族が長期にわたる病気などで、常に看護や介護が必要である場合 |
| ⑤ 求職活動 | 求職活動中（起業準備を含む）、または入園後から求職活動を始める場合＊入園期間は、３か月以内 |
| ⑥ 虐待・ＤＶ | 虐待・ＤＶのおそれがある場合 |
| ⑦ 災害復旧 | 震災、風水害、火災等の災害によってその復旧にあたっている場合 |
| ⑧ 就学 | 保護者が学校または職業訓練校に在学している場合 |

※１　就労時間には、通勤・休憩時間は含みません。自営・内職など自宅での就労・看護の場合、

家事・育児の時間は除きます。

※２　事由によって認定期間が異なります。認定期間の終了後は退園ですが、３歳以上児については教育１号認定、３歳未満児については定員に空きがある場合のみ私的契約児（保育料最高額）への変更もできます。

※３　年度途中で①就労から②妊娠・出産に要件変更になった場合で、育児休業・介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づく育児休業を取得し、上の子の保育が継続して必要と認められる場合は、下の子が満１歳に達する日の属する月の月末まで入園できます。また、下の子が満１歳に達したが園への入園ができず、育児休業の延長が必要となる場合は、年度内に限り上の子の保育を継続することが可能です。

利用時間等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **認定種類** | **認定時間** | **利用時間** | **延長保育** | **お休み** |
| 教育1号認定 | 　 | 8:30～15:00（月～金） | 15:00～16:30（16:30以降は利用できません）**１回につき300円** | 土日・祝日【長期休業】・夏休み（8/10～8/20）・冬休み（12/27～1/6）・春休み（3/28～4/4） |
| 保育２号認定保育３号認定 | 保育短時間（8時間） | 8:30～16:30（月～土） | 7:30～8:3016:30～19:00**30分毎につき100円** | 日・祝日年末年始（12/29～1/3） |
| 保育標準時間（11時間） | 7:30～18:30（月～土） | 18:30～19:00**30分毎につき100円** |

**※教育１号認定の延長保育、土曜保育は、各こども園へ事前に申請書の提出が必要です。**

**２.　利用料について**

こども園の利用料は主に３歳以上児の給食費（１号認定・２号認定）と３歳未満児の

保育料（３号認定）に分かれて徴収となります。

給食費・保育料は月額のため、長期欠席や警報発令による休園等での減額はされません。

また、年度途中に年齢が上がっても変更はありません。

※３歳以上児（１号認定・２号認定）の保育料は無償です。

あ※３歳未満児（３号認定）の給食費は保育料に含まれております。

**・給食費（１号認定・２号認定）　　※P.8詳細**

給食費は主食費と副食費に分類され徴収の方法が異なります。

主食費　各こども園保護者会へお支払いただきます。

副食費　１号認定：月額４,０００円

　　　　　　　２号認定：月額４,５００円　　　口座振替によりお支払いただきます。

市町村民税所得割課税額（以下、市町村民税額）、子どもの数に応じて副食費が免除される

場合があります。

**・保育料（３号認定）　　※P.9詳細**

３歳未満児の保育料は、入園児童と世帯・生計を同じにする保護者（ひとり親家庭等で生計の主宰者が保護者の他にいる場合は、その主宰者も含みます。）の市町村民税額で決定します。

**・市町村民税課税額　　　※P.10詳細**

各家庭での所得を基に市町村民税課税額が決定されますので、市町村民税等が未申告の場合は、保育料の決定ができません。

収入がない場合は、**役場税務課にてその旨を申告(０円申告)**してください。

年度途中に、所得の修正申告等により税額が変更となった場合や世帯の状況に変更（再婚、離婚等）があった場合は、保育料が変更になることがありますので、直ちに申し出てください。年度を越えた場合は修正できませんのでご注意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度 | 令和７年度 |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ～ |
| 令和５年度市町村民税に基づく保育料※R4.1月～12月の収入 | 令和６年度市町村民税に基づく保育料※R5.1月～12月の収入 | 令和７年度市町村民税に基づく保育料※R6.1月～12月の収入 |

**３.　その他**

**・広域入所（管外委託）**

川辺町にお住まいのお子様は、原則川辺町内のこども園に通園していただいておりますが、　特別な理由がある場合は、川辺町以外の保育所等へ入所を希望することもできます。ただし、　入所を希望する保育園等の所在市町村が受け入れ可能である場合に限ります。

**・一時預かり保育（第３こども園のみ）**

こども園を利用していない就学前児童で、保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れ解消など、

一時的に家庭で保育できない場合に利用できます。**第３こども園へ直接お申し込みください。**

一時預かり保育ができる日数は、最大週３日かつ月１２日以内、事前予約が必要となります。

　　　　時間：平日８：３０～１６：３０

　　　　料金：保育料・・・４時間以内１，２００円、４時間超過２，０００円

食費・・・・３００円（給食・おやつ代）

**・病児・病後児保育**

病気あるいはその回復期にある子どもの家庭での保育が、やむを得ない事情により困難な　場合、一時的にお預かりする事業です。町内に対象施設はありませんが、下記施設は川辺町として利用協定を締結しているため利用が可能です。

　　　・可児市　　梶の木保育園／可児さくら保育園

　　　・坂祝町　　とまと託児所

　　　・八百津町　カンガルー病児保育室

　　　事前に保護者様より各施設及び各市町村へ直接利用申請してください。施設毎に料金、

利用時間等は異なります。また、利用前に川辺町教育委員会へも連絡をお願いします。

**・途中入退園をする場合**

年度途中に入園をされる場合は、入園希望日の２か月前の初日から申し込みを受け付けします。入園希望前月の１０日締めで入園を決定します。（先着順ではありません）

※保護者の疾病・親族の看護等、緊急性の高い理由の場合は相談に応じます。

途中退園（町外へ転出する場合も含む）をされる場合は、早めに退園届を教育委員会に提出してください。月の途中退園の場合の保育料、副食費は日割りになります。

**４.　入園申し込み方法**

（１）受付期間　　令和５年１１月６日（月）～ 令和５年１１月１７日（金）

土日を除く８：３０～１７：１５で受付します。

上記でご都合が悪い場合は事前にお電話でお問い合わせください。

　　　　　　　　　　受付期間終了後は1回目の入園選考から除かれますのでご注意ください。

　（２）受付場所　　川辺町教育委員会教育支援課（川辺町中央公民館１階）

　（３）記入事項　　記入例を参考にして正確に記入してください。

 　　申込書は、入園を希望する児童１人に１枚記入して提出ください。

 　　今後予定されている在園児の現況届、放課後児童クラブの入所申込みに

今回の就労証明書を兼用する場合は、各自でコピーをお願いします。

※教育支援課、こども園ではコピーできませんので、ご了承ください。

　（４）注意事項　　　後日、電話にて申込みの内容確認をすることがあります。

第１希望に入園できない場合があります、第２希望でも入園を希望される方は、第２希望のこども園のご記入をお願いします。

（兄弟が別々になることもあります。）

　　　　　　　　　　※　令和６年度の途中入園については随時ご相談ください。

**・今後の予定**

★**１１月６日（月）～１１月１７日（金）**まで申込書受付

**入園決定は、先着順ではありません！**



★保育の必要量等審査（１１月～１２月）

★利用調整

当初期間の申込みについて、各家庭の状況を総合的に審査し、利用調整します。

★支給認定証、内定通知書の送付（１月中旬）

支給認定証、こども園の内定通知書に１日入園のご案内も同封します。

（転入予定の場合は、転入後支給認定証を送付します。）

★利用決定、保育料決定通知書の送付（３月）

・お問い合わせ先

川辺町教育委員会教育支援課

こども園担当　℡：0574-53-2650